

第102回 定時株主総会

—— 招集ご通知 ——

開催日時: 2023年6月29日(木曜日)午前10時

開催場所: 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号

ハイアットリージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」

- 会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料は、本年の株主総会より原則としてウェブサイト上でご覧いただくこととなりました。同制度を踏まえた対応等につきましては、2頁をご参照ください。
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【決議事項】

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する株式報酬制度の一部変更および継続の件 |

小田急電鉄株式会社

証券コード 9007



証券コード 9007
2023年6月7日

株主各位

東京都渋谷区代々木2丁目28番12号

小田急電鉄株式会社

取締役社長 星野晃司

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.odakyu.jp/ir/stockholder/conference.html>



- ・株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9007/teiji/>



- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 銘柄名（会社名）「小田急電鉄」またはコード「9007」を入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知 / 株主総会資料」からご覧
ください。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁の「議決権行
使方法についてのご案内」に従って、**2023年6月28日（水曜日）の当社営業時間の終了時（午
後5時45分）**までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
- 2 場 所** 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階「センチュリールーム」

3 目的事項

報告事項

- 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件**
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更および継続の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容および営業所等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに監査報告書につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまへ交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにて、修正内容を開示いたします。
- 会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料*は、原則としてウェブサイトに掲載して提供することとなりましたが、本総会においては、株主総会参考書類ならびに事業報告の「事業の経過およびその成果」および「対処すべき課題」につきまして、議決権を有する全ての株主さまへ一律にお送りしております。
※ 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書を指します。

電子提供制度に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-533-600 (受付時間 9:00~17:00、土・日・休日を除く)

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、お手数ながら会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時45分到着分まで

インターネット等による議決権行使

当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用の場合は議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権を行使できます。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時45分受付分まで

詳細は4頁をご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> をご利用いただくことによるのみ可能です。

2 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の場合

上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3 ご注意事項について

- (1) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。また、ログイン後株主さまご本人に新しいパスワードをお決めいただくこととなります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、内部留保金を重点分野・成長分野に積極的に再投資することで、更なる業績の向上に努めてまいります。利益還元については、業績向上の成果として連結配当性向30%を目安に安定的な利益配当を継続していくことを基本方針としております。

第102期の期末配当については、この基本方針に基づき以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額7,676,384,310円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

なお、当期の中間配当については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、不透明な経営環境が継続したことから見送りとさせていただきましたが、本議案が原案どおり承認可決された場合、当期の1株当たりの年間配当金は、前期に比べ11円増配の21円となります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	男性 ほしのこうじ 星野晃司	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	14回/14回
2	再任	男性 あらかわいさむ 荒川勇	取締役 (代表取締役) 専務執行役員	14回/14回
3	再任	男性 はやまたかし 端山貴史	取締役 専務執行役員	14回/14回
4	再任	男性 たてやまあきのり 立山昭憲	取締役 常務執行役員	14回/14回
5	再任	男性 くらださとし 黒田聡	取締役 常務執行役員	14回/14回
6	再任	男性 すずきしげる 鈴木滋	取締役 常務執行役員	14回/14回
7	再任 社外 独立役員 女性	なかやまひろこ 中山弘子	社外取締役	14回/14回
8	再任 社外 独立役員 男性	おおはらとおる 大原透	社外取締役	14回/14回
9	再任 社外 独立役員 男性	いとながたけひで 糸長丈秀	社外取締役	13回/14回
10	再任 社外 独立役員 男性	こんどうしろう 近藤史朗	社外取締役	12回/12回 (※)

※ 取締役近藤史朗は、2022年6月29日の就任以降に開催された取締役会の出席回数を記載しております。



■ 生年月日

1955年4月26日

■ 所有する当社株式の数

29,680株

候補者
番号

1

ほし の こう じ
星野 晃司

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2013年6月	当社執行役員
2003年6月	当社執行役員	2013年6月	当社交通サービス事業本部長
2008年6月	当社取締役	2015年6月	当社専務取締役
2010年6月	小田急バス株式会社取締役社長 (代表取締役)	2017年4月	当社取締役社長 (代表取締役) に就任現在に至る。
2013年6月	当社常務取締役	2022年6月	当社社長執行役員に就任現在に至る。

[重要な兼職の状況]

神奈川中央交通株式会社社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門および経営企画部門に従事し、現在は取締役社長として、事業構造改革をはじめとした企業価値向上に資する施策の推進に向けて強いリーダーシップを発揮していることに加え、都市交通業に関する知見をはじめとした豊富な業務知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



■ 生年月日

1960年4月30日

■ 所有する当社株式の数

23,266株

候補者
番号

2

あら かわ いさむ
荒川 勇

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2021年4月	当社専務取締役 (代表取締役)
2013年6月	当社執行役員	2022年6月	当社取締役 (代表取締役) に 就任現在に至る。
2016年6月	当社取締役	2022年6月	当社専務執行役員に就任現在に至る。
2018年4月	当社常務取締役		
2018年4月	当社生活創造事業本部長		
2020年4月	当社経営企画本部長に就任現在 に至る。		

[当社における担当]

経営企画本部長

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に総務部門やホテル管理部門に従事し、現在は経営企画本部長として、経営ビジョンの実現に向けた重点施策の推進や事業ポートフォリオの刷新に貢献していることに加え、ホテル業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

は やま たか し
端山 貴史

再任

男性

■ 生年月日

1961年12月23日

■ 所有する当社株式の数

17,700株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2020年4月	当社常務取締役
2013年6月	当社執行役員	2020年4月	当社執行役員
2015年6月	株式会社小田急ハウジング 取締役社長（代表取締役）	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2017年6月	当社取締役	2022年6月	当社常務執行役員
2017年6月	株式会社小田急リゾート取締役 社長（代表取締役）	2023年4月	当社専務執行役員に就任現在に至る。

[当社における担当]

顧客価値創造部、デジタル事業創造部、
I R室、財務部担当

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に財務部門や経営企画部門に従事し、現在は財務担当役員として、安定的な財務基盤の構築に貢献していることに加え、財務および会計ならびに不動産業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

たて やま あき のり
立山 昭憲

再任

男性

■ 生年月日

1963年5月3日

■ 所有する当社株式の数

19,140株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年4月	当社常務取締役
2014年6月	当社執行役員	2022年4月	当社執行役員
2018年6月	当社取締役	2022年4月	当社交通サービス事業本部長 に就任現在に至る。
2019年4月	株式会社小田急レストランシステム 取締役社長（代表取締役）	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
		2022年6月	当社常務執行役員に就任現在に至る。

[当社における担当]

交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や人事部門に従事し、現在は交通サービス事業本部長として、交通領域における持続可能な運営体制の強化に貢献していることに加え、鉄道技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

くろ だ さとし
黒田 聡

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2021年4月	当社常務取締役
2014年6月	当社執行役員	2021年4月	当社まちづくり事業本部長に 就任現在に至る。
2019年6月	当社取締役	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2020年4月	当社生活創造事業本部長兼開発 企画部長	2022年6月	当社常務執行役員に就任現在に至る。

[当社における担当]

まちづくり事業本部長

■ 生年月日

1962年7月5日

■ 所有する当社株式の数

14,140株

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や不動産部門に従事し、現在はまちづくり事業本部長として、地域の特徴を捉えた開発の推進に貢献していることに加え、鉄道技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

すず き しげる
鈴木 滋

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2022年4月	当社常務取締役
2017年6月	当社執行役員	2022年4月	当社執行役員
2020年4月	株式会社小田急リゾート取締役 社長（代表取締役）	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2021年6月	当社取締役	2022年6月	当社常務執行役員に就任現在に至る。

[当社における担当]

総務部、広報部、人事部担当

■ 生年月日

1965年9月30日

■ 所有する当社株式の数

12,915株

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画部門や人事部門に従事し、現在は総務担当役員として、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していることに加え、観光業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



- 生年月日
1945年2月6日
- 所有する当社株式の数
4,000株

候補者
番号

7

なか やま ひろ こ
中山 弘子

再任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1967年4月	東京都入都	2015年6月	当社取締役就任現在に至る。
1999年6月	同人事委員会事務局長	2016年4月	特別区人事委員会委員長に就任 現在に至る。
2001年7月	同監査事務局長		
2002年11月	新宿区長（2014年11月退任）		
2007年6月	東京エコサービス株式会社 取締役社長（代表取締役） （2009年6月退任）		

[重要な兼職の状況]

特別区人事委員会委員長
株式会社中村屋社外取締役
株式会社東急レクリエーション社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新宿区長として、地域活性化等を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



- 生年月日
1954年3月7日
- 所有する当社株式の数
1,500株

候補者
番号

8

おお はら とおる
大原 透

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社） 入社（2000年8月退社）	2000年9月	フランクリン・テンプレートン・ インベストメント株式会社（現 フランクリン・テンプレートン・ジャパン 株式会社）入社
1992年6月	東京海上エム・シー投資顧問 株式会社（現東京海上アセット マネジメント株式会社）取締役	2000年10月	同社専務取締役
1999年6月	東京海上アセットマネジメント 投信株式会社（同）執行役員 （2000年8月退任）	2009年12月	同社特別顧問（2010年3月退任）
		2010年4月	岡三アセットマネジメント株式会社 入社
		2015年6月	同社専務取締役
		2018年6月	同社理事（2019年3月退任）
		2020年6月	当社取締役に就任現在に至る。

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

いと なが たけ ひで
糸長 丈秀

再任

社外

独立役員

男性

■ 生年月日

1954年11月29日

■ 所有する当社株式の数

4,500株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 入社	2019年6月	同社取締役会長 (代表取締役) (2021年6月退任)
2014年4月	同社専務執行役員 (2016年3月退任)	2020年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2016年6月	相互住宅株式会社取締役社長 (代表取締役)		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産業に関する知見を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

10

こん どう し ろう
近藤 史郎

再任

社外

独立役員

男性

■ 生年月日

1949年10月7日

■ 所有する当社株式の数

1,600株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年4月	株式会社リコー入社	2016年4月	同社代表取締役会長
2003年6月	同社常務取締役	2017年4月	同社取締役会長 (2018年6月退任)
2005年6月	同社取締役専務執行役員		
2007年4月	同社代表取締役社長執行役員	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2013年4月	同社代表取締役会長執行役員		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- 1 取締役候補者のうち中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - (1) 中山弘子氏が社外取締役に就任している株式会社中村屋は、2021年12月に出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）の嫌疑で書類送検されました。同氏は日頃から取締役会において法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行っていましたが、本件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。本件は不起訴処分となりましたが、同氏は再発防止に向けて立ち上げた業務管理緊急対策本部に対し、組織体制の改善策等について具体的な提言を行うなど、その責務を果たしております。
 - (2) 中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって、中山弘子氏が8年間、大原透、糸長丈秀の両氏が3年間、近藤史朗氏が1年間であります。
 - (3) 当社は、中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (4) 当社の「社外役員の独立性判断基準」は13頁記載のとおりであり、中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、当該基準を満たしております。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。
 - ① 中山弘子氏は、2014年11月まで新宿区の区長でありました。当社と同区の間には災害用備蓄品倉庫に関する使用貸借契約等の取引がありますが、その取引額は当社連結営業収益および同区歳入総額のいずれに対しても0.1%未満であり、僅少であります。
 - ② 糸長丈秀氏は、2016年3月まで第一生命保険株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1%未満であり、「社外役員の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」（代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1%未満であり、僅少であります。
- 2 当社は、中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の各氏の再任が承認可決された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時、上記内容と同内容での更新を予定しております。
- 4 スキル・マトリックスに関する事項は、14頁記載のとおりであります。
- 5 政策保有株式に関する事項は、15頁記載のとおりであります。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、「社外役員の独立性判断基準」を制定しており、以下に掲げる事項に該当しない場合、社外取締役および社外監査役候補者は独立性を有していると判断いたします。なお、社外役員については、当社事業に関する知識の蓄積等による監督・監査機能の充実と独立性の確保のバランスを勘案しつつ、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、経営監督機能を高める役割を果たし得る者を候補者として指名しております。

- (1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者
- (2) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な借入先（当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）の業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先（当社グループの年間連結売上の2%以上の支払いを当社に行っている者）である会社の業務執行者
- (5) 当社グループを主要な取引先（当該取引先の年間連結売上の2%以上の支払いを当社から受けている者）とする会社の業務執行者
- (6) 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者
- (7) 当社グループより、年間1,000万円を超える寄付を受けている団体の業務執行者
- (8) 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
- (9) 上記（1）から（8）までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- (10) 上記（1）は過去10年間、上記（2）は過去5年間、上記（3）から（9）は過去3年間において該当していた場合を含む

【ご参考】本総会終了後のスキル・マトリックス

当社取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。当社グループの事業特性に加え、経営ビジョンおよびこれに基づく中期経営計画を踏まえ、監督機能としての重要事項（企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、人事・労務）のほか、経営ビジョンに掲げる事項（サステナビリティ（ESG）、IT・デジタル）、重要性が高い事業セグメント（運輸業、不動産業）に関するスキルを取締役会が備えるべきスキルと考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

		企業経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務	サステナビリティ (ESG)	IT・ デジタル	運輸業	不動産業
取締役	星野 晃司	○			○			○	
	荒川 勇	○		○		○	○		○
	端山 貴史	○	○				○		○
	立山 昭憲	○			○			○	
	黒田 聡	○						○	○
	鈴木 滋	○		○	○	○			
	中山 弘子				○	○			
	大原 透	○	○			○			
	糸長 丈秀	○							○
	近藤 史朗	○					○		
監査役	山本 俊郎	○	○				○		
	長野 真司	○		○	○	○		○	
	伊東 正孝	○	○						
	林 武史	○		○	○				
	我妻 由佳子			○					

※ 各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】 政策保有株式に関する事項

(1) 政策保有株式の保有方針

当社では、グループ経営理念である、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」を実現するうえで、様々な企業との事業上の関係の維持・発展が必要だと考えております。このため、発行会社との取引関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式について保有しております。なお、当社が保有する政策保有株式については、毎年、取締役会において、発行会社との事業上の関係の維持・発展への貢献度等の定性的観点のほか、資本コスト、配当収益その他の定量的観点から、保有のねらい・合理性に関する検証を行います。かかる検証の結果、保有の意義が薄れた株式については売却等により削減を図る方針であります。

(2) 議決権行使の方針

政策保有株式の議決権については、全ての議案に対して行使いたします。議決権の行使にあたっては、各社の経営状況、配当状況、反社会的行為等の不祥事の発生有無等を踏まえた当社の議決権行使基準に則り、株主価値の毀損につながると考えられる議案については、特に留意して議決権を行使いたします。加えて、必要に応じて発行会社から議案内容について説明を受けることといたします。

(3) 政策保有株式の銘柄数等

		第100期 2020年度	第101期 2021年度	第102期 2022年度
銘柄数 (銘柄)	上場	38	26	23
	非上場	34	34	35
	合計	72	60	58
貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	上場	53,236	31,936	34,452
	非上場	414	414	416
	合計	53,651	32,350	34,868
純資産に占める割合 【上場、非上場合計】 (%)	15.2	9.3	9.0	

第3号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更および継続の件

(1) 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役に対する報酬として、信託を用いた株式報酬の支給を目的とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入につき株主のみなさまにご承認をいただき、これまで運用してまいりました。本議案は、本制度について、その対象者を「社外取締役を除く取締役」に変更したうえで継続することをお願いするものであります。なお、本制度の詳細の決定については、下記（2）の範囲内において取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主のみなさまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的として導入したものであります。今回の変更は、執行役員を兼務するか否かにかかわらず、社外取締役を除く取締役に對しても、本制度に基づき当社株式を交付することを可能とし、これによって、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることができるため、上記目的の達成に資するものと考えております。

本議案は、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額「年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）」とは別枠で、2024年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する社外取締役を除く取締役に對して株式報酬を支給するものであります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、本制度の対象者が変更となる点を反映することを除き、内容の変更を予定しておりません。

以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給および本制度の目的達成のために必要かつ合理的な内容となっておりますので、その内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

このほか、本議案については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

(2) 本制度における報酬等の額および内容等

本議案による変更後の本制度の概要は以下のとおりであります（変更点は下線部のみであり、そのほかの事項については変更ございません。）。

① 本制度の概要

本制度は、第97回定時株主総会においてご承認いただいたとおり、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社の取締役会で定める株式交付規程に従って当社より各取締役にポイントが付与され、これに相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

ア 本制度の対象者	当社の取締役（ <u>社外取締役を除きます。</u> ）
イ 対象期間	<u>2024年3月末日に終了する事業年度から</u> <u>2028年3月末日に終了する事業年度まで</u>
ウ <u>イの延長分の信託期間（2023年9月～2028年8月の5年間）</u> において、アの取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計400百万円 （1年当たり80百万円に相当）
エ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
オ アの取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり38,000ポイント （5事業年度合計で190,000ポイント） ※1ポイント＝1株
カ ポイント付与基準	役位に応じたポイントを付与
キ アの取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

② 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託の信託期間を5年間延長するとともに、当該延長分の信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計400百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託に追加拠出いたします（注）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社

の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により取得いたします。

(注) 当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様であります。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、延長された信託期間内に下記③のポイント付与および当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

③ 取締役に交付される当社株式数の算定方法および上限

ア 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり38,000ポイントを上限といたします。

イ 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記アで付与されたポイントの数に応じて、下記ウの手続きに従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して解任されまたは辞任する場合等は、取締役会の決議により、それまでに付与されたポイントの全部または一部を失効させるものとし、当該取締役は、失効したポイントに係る受益権を取得しないものといたします。

なお、1ポイントは当社株式1株といたしますが、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的な調整を行いま

す。

ウ 取締役に対する当社株式の交付

上記イの当社株式は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から各取締役に対して交付されます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的のもと、本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

④ 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

⑤ 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

事業報告

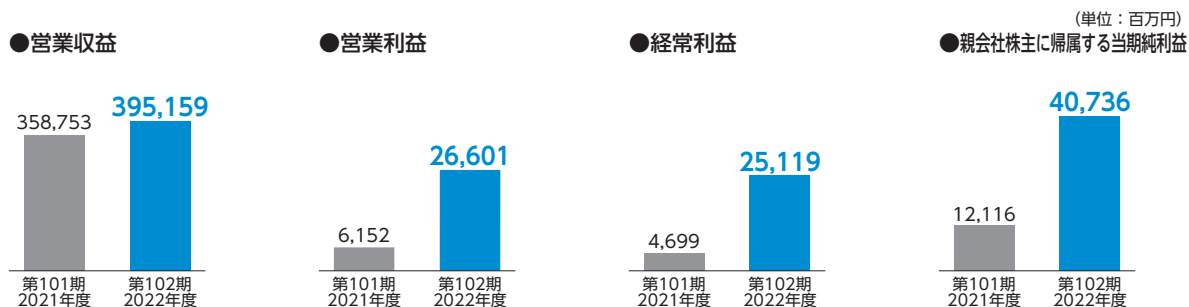
(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、資源価格上昇の影響等を受けて一部に弱さがみられたものの、企業収益や雇用・所得環境が改善する中で個人消費も緩やかに増加するなど、全体として緩やかな景気の持ち直しが続きました。

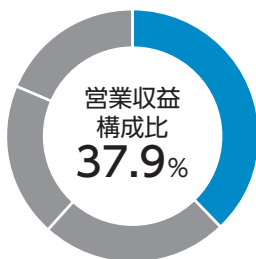
このような状況のもと、当社グループでは、鉄道事業やホテル業等において、前期に比べ利用者数が回復したことなどにより、営業収益は3,951億5千9百万円（前期比10.1%増）、営業利益は266億1百万円（前期比332.4%増）となったほか、経常利益は251億1千9百万円（前期比434.5%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、小田急第一生命ビル持分の売却に伴い固定資産売却益を計上したことなどにより、407億3千6百万円（前期比236.2%増）となりました。



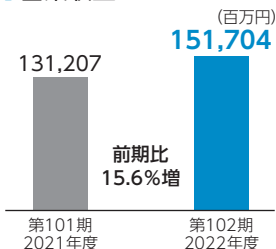
次に、各事業別にご報告いたします。



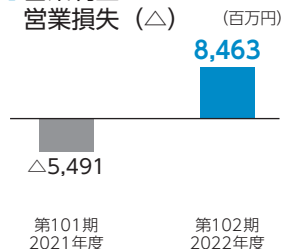
運輸業



■ 営業収益



■ 営業利益または 営業損失 (△)



鉄道事業につきましては、輸送面において、本年3月、朝方ラッシュ時間帯の江ノ島線やホームドアの設置が予定されている特急停車駅における、ゆとりを持った運行計画への変更を目的としたダイヤ修正を実施いたしました。また、通勤車両5000形3編成を増備したほか、通勤車両3000形について、環境面に配慮したりリニューアルを実施し、2編成が営業運転を開始するなど、輸送サービスの向上を図りました。

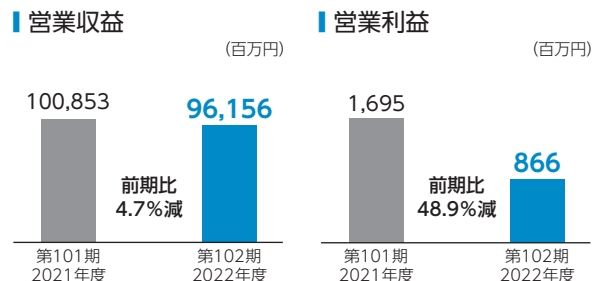
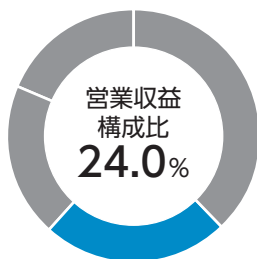
営業面においては、昨年4月、P A S M Oでの当社線利用により小田急ポイントを付与する新サービス「小田急おでかけポイント」を開始するなど、利便性の向上を図りました。また、昨年10月、特急ロマンスカーの快適な移動サービスを将来にわたり提供していくため、特急料金を改定するとともに、各種オンラインサービスで発売する電子特急券について、通常の特急料金よりも全区間一律で50円安く設定した「チケットレス特急料金」を導入いたしました。さらに、昨年11月、特急ロマンスカーを定額で利用できるサブスクリプションチケット「EMo t (エモット) 特急パスポート」を期間限定で発売するなど、Ma a Sアプリケーション「EMo t」を活用した諸施策を引き続き実施いたしました。

施設面においては、列車運行の安全性を一層高めるため、本厚木駅（1、2番ホーム）にホームドアを設置したほか、大規模地震による被害を抑制すべく、町田駅～相模大野駅間等の橋梁での耐震補強工事を実施いたしました。また、本年3月、バリアフリー設備の整備と更新を持続的に推進すべく、鉄道駅バリアフリー料金制度に基づく運賃改定を実施いたしました。このほか、本年3月、「子育て応援ポリシー」に基づき、下北沢駅等の7駅において、お子さまのおむつ替え等にご利用いただけるベビーケアルームの展開を開始いたしました。

バス事業につきましては、小田急バス(株)および箱根登山バス(株)において、昨年10月、バスの効率的な運用を図るべく、営業所の移転・再編を実施いたしました。また、箱根登山バス(株)等において、運賃を改定したほか、各社でお客様のニーズに対応したダイヤ改正等を実施いたしました。

以上の結果、当社の鉄道事業において、行動制限が解除され定期・定期外ともに輸送人員が前期を上回ったことなどにより、営業収益は1,517億4百万円（前期比15.6%増）、営業利益は84億6千3百万円（前期 営業損失54億9千1百万円）となりました。

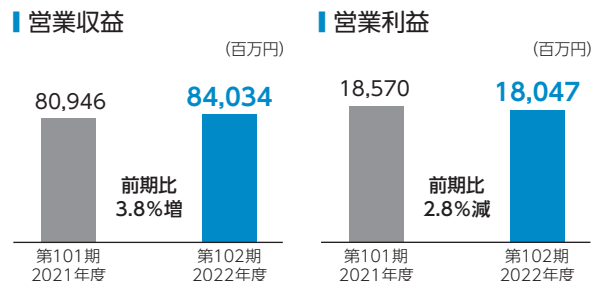
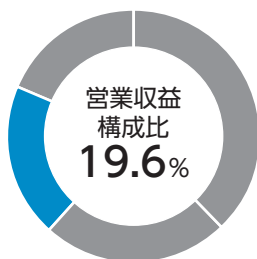
※ 当期より、従来「自動車運送事業」としていた事業内容の名称を「バス事業」に変更しております。当該変更が、業績をはじめとした各事業別の情報に与える影響はありません。



百貨店業につきましては、(株)小田急百貨店新宿店において、新宿駅西口地区開発計画の進捗による本館営業終了に伴い、「食品」「化粧品」「ラグジュアリーブランド」を中心とした新宿西口ハルクでの売場再編工事を実施し、昨年10月、同店がリニューアルオープンいたしました。加えて、リニューアル第二弾として、昨年12月、新宿駅西口地下街「小田急エース」北館において、オリジナルベーカリーやバラエティ豊富な食材を揃えた専門店等が出店する新しい食品売場「SHINJUKU DELISH PARK (シンジユク デリッシュ パーク)」をオープンし、百貨店の強みである「デパ地下」の更なる魅力向上に努めました。

ストア業等につきましては、小田急商事(株)が運営するスーパーマーケット「O d a k y u O X」において、相模原店がリニューアルオープンしたほか、各店で買い回りしやすい売り場づくりに努めるなど、お客さまの利便性向上を図りました。

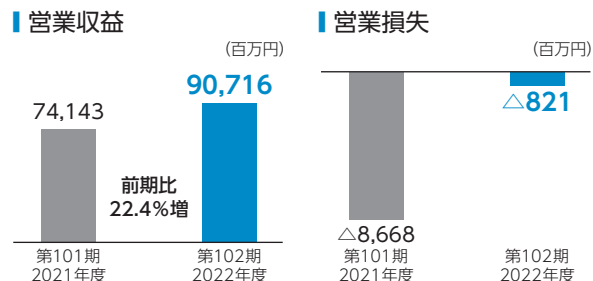
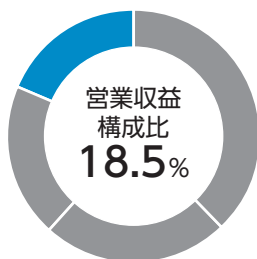
しかしながら、百貨店業において、利用者数は回復傾向にあったものの、昨年10月の小田急百貨店新宿店本館の営業終了に伴い売場面積が大幅に縮小したことに加え、ストア業等において、昨年2月にベーカリー事業の営業を終了したことなどにより、営業収益は961億5千6百万円（前期比4.7%減）、営業利益は8億6千6百万円（前期比48.9%減）となりました。



不動産分譲業につきましては、小田急不動産(株)において、「リーフィア世田谷桜丘ザ・ブルーム」等の戸建住宅や、「リーフィアレジデンス杉並 井草森公園」をはじめとしたマンションを分譲するなど、収益の確保に努めました。

不動産賃貸業につきましては、「下北線路街」の最終開発エリア「NANSEI PLUS (ナンセイ プラス)」において、世田谷区と連携し一体的に整備した広場が完成するとともに、広場に面する園芸ショップやアートギャラリーがオープンし、昨年5月、全13エリアからなる「下北線路街」が全面開業いたしました。加えて、昨年10月、海老名駅前において、「ウェルネス」のコンセプトのもと、フィットネスクラブやクリニックモールとともに、飲食、物販等の店舗を備えた複合施設「VINA GARDENS PERCH (ビナ ガーデنز パーチ)」がグランドオープンしたほか、本年3月、新築賃貸マンション「リージア新百合ヶ丘サウスコート」が開業するなど、各エリアの開発計画を鋭意推進いたしました。また、新宿駅西口地区開発計画において、昨年10月、小田急百貨店新宿店本館の解体工事に着手いたしました。

以上の結果、不動産分譲業において、投資用不動産を売却したことや、不動産賃貸業において、「VINA GARDENS PERCH」が寄与したことなどにより、営業収益は840億3千4百万円（前期比3.8%増）となりました。一方、営業利益につきましては、不動産賃貸業において、新規開業物件に係る費用が増加したことなどにより、180億4千7百万円（前期比2.8%減）となりました。



ホテル業につきましては、当社および(株)小田急リゾートにおいて、昨年9月、全客室に温泉露天風呂を完備し、プライベート感を高めたホテル「はつはな」をリニューアルオープンするなど、事業基盤の強化に努めました。また、当社グループが運営する各ホテルにおいて、入国規制の緩和や全国旅行支援の開始にあわせて積極的な営業施策を展開し、宿泊需要の取込みを図りました。

レストラン飲食業につきましては、(株)小田急レストランシステムおよびジローレストランシステム(株)において、新規業態の開発や新規出店を実施するなど、集客力の強化を図りました。

以上の結果、ホテル業やレストラン飲食業における利用者数の回復等により、営業収益は907億1千6百万円（前期比22.4%増）、営業損失は8億2千1百万円（前期 営業損失86億6千8百万円）となりました。

2 対処すべき課題

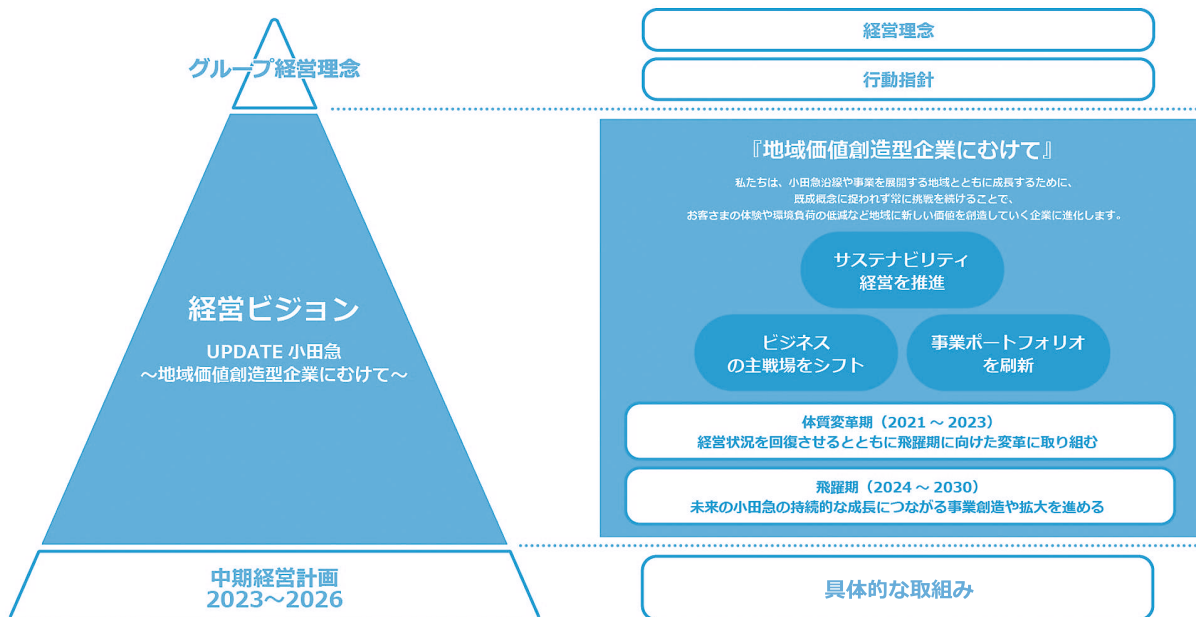
■「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献することを経営理念として定めております。

この経営理念の実現に向け、財務健全性の確保やアフターコロナの事業環境への適応等を目指した経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」のもと、不確実性の高い時代に適合した事業モデルへの更新を目指してまいります。

なお、今般、経営ビジョンの実現に向けた具体的方針（「飛躍的成長を実現する3つの柱」、「連結財務目標」等）を策定したほか、新型コロナウイルス感染症の影響が経営ビジョン策定時の想定より長引いていることや、体質変革の取組みおよび今後の成長投資の効果を反映した成長イメージを描く必要があることを踏まえ、飛躍期の最終年度を2026年度から2030年度に延長いたしました。

【経営計画体系】



「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の概要

1 全体方針

「地域価値創造型企業にむけて」

私たちは、小田急沿線や事業を展開する地域とともに成長するために、既成概念に捉われず常に挑戦を続けることで、お客さまの体験や環境負荷の低減など地域に新しい価値を創造していく企業に進化します。

2 変革の取組み

- ・ 2021年度から2023年度までを体質変革期、2024年度から2030年度までを飛躍期と定めます。
- ・ 体質変革期では、飛躍期に向けて、3つの経営課題と3つの発想を通じた事業の変革に取り組み、経営状況の回復を図るとともに、既存のビジネスモデルを見直します。
- ・ 飛躍期では、地域価値創造型企業として新たな価値を生み出します。

体質変革期（2021年度～2023年度）

<変革に向けた3つの経営課題>

飛躍期に向けて、「利益水準の回復」と「有利子負債のコントロール」を進め、財務の健全化*を図るとともに、「事業ポートフォリオの再構築」を行い、既存事業の選択と集中により収益力を強化し、投資余力を確保のうえ、新たな収益機会の創出を推進します。

※ 財務健全性の回復の目安として、2023年度における有利子負債残高7,000億円、有利子負債／EBITDA倍率7倍台を目指します。

<3つの発想を通じた事業の変革>

全ての事業で「DX（デジタルトランスフォーメーション）」「共創」「ローカライズ」の3つの発想を徹底し、業務やサービスに対する考え方の変革を進めるとともに、既存事業の成長や新規事業の創出を図ります。

飛躍期（2024年度～2030年度）

未来の小田急の持続的な成長につながる事業創造や拡大を進め、地域価値創造型企業として次の100年を歩むため、新たな価値を生み出します。

3 飛躍的成長を実現する3つの柱

(1) サステナビリティ経営を推進

グループ経営理念および経営ビジョンを踏まえて選定した6つのマテリアリティ（重要テーマ）を経営の中心に据え、社会課題の解決を通じた持続可能な成長を実現していきます。

マテリアリティ	向き合う主な社会課題
1. 安全・安心 ・安全・安心を最優先した公共交通サービスの提供 ・誰もが安心して暮らせる社会の追求	●公共交通の安全・安心 ●バリアフリーな社会 ●サイバー犯罪、自然災害
2. まちづくり・地域社会 ・職、住、商、学、遊、ウェルネスを兼ねそなえたまちづくりの実現 ・地域資源を活かしたまちの発展	●少子高齢化 ●地域社会の活力低下 ●都市・地域間競争の激化 ●技術革新
3. 日々のくらしと観光体験 ・テクノロジーを活用したゆたかなライフスタイルの推進 ・その地域ならではの観光体験の提供	●ライフスタイルの多様化 ●交通弱者の増加 ●技術革新 ●オーバーツーリズム、インバウンド
4. 環境(カーボンニュートラル) ・省エネ、再エネ、電動化、地域との連携による脱炭素社会の実現 ・「Beyond Waste」を目指した資源循環社会の実現	●気候変動への対応(地域の脱炭素・資源循環) ●環境負荷の低い公共交通へのシフト ●森、里、川、海の保全
5. 価値創造型人財の育成 ・すべての社員が自分らしく働ける企業風土の醸成 ・持続可能な経営を実現するための人財育成	●ダイバーシティ&インクルージョン ●人手不足 ●働き方の多様化
6. ガバナンス ・すべてのステークホルダーの期待に応える最適なガバナンス体制の実現	●非財務情報の開示 ●持続可能な企業経営

(2) ビジネスの主戦場をシフト

地域の成長ポテンシャルを最大限引き出すため、中核都市それぞれを“地域経済圏”単位で捉え、郊外⇄都心の輸送を中心とした沿線周辺での事業展開から、中核都市を中心に地域全体を対象とした事業展開への移行を推進します。また、「交通」「不動産」「デジタル」「生活サービス」の4つの事業領域を設定し、自治体や地域のキープレイヤーと連携したうえで、地域の特色にあわせた施策を通じて人流の拡大と地域全体の活性化を図り、地域と当社グループの持続的成長を実現します。

(3) 事業ポートフォリオを刷新

4つの事業領域において、不動産領域を収益の第一の柱としてリソースを重点的に配分し、収益性を高めつつ利益規模を拡大するとともに、デジタル領域を新たな成長領域と位置付けます。また、交通領域は、効率化を進めて収益性を回復するとともに、突発的な利用者減少等のリスクへの耐性を強化します。さらに、生活サービス領域では、事業の再編等を進めるとともに、他の事業領域とのシナジーを高める施策を推進します。

・連結財務目標
 サステナビリティを経営の根幹として、当社沿線や事業を展開する地域とともに成長していく「地域価値創造型企業」を目指すことで、利益成長を実現するとともに、財務健全性を確保しつつ、社会的価値と株主価値の向上を図ってまいります。

重要指標の考え方			2026年度	2030年度	長期方針
利益の成長	営業利益	<ul style="list-style-type: none"> ・体質変革の継続 ・不動産領域を第一の柱として集中的な資本投下 ・デジタル領域の成長 			持続的な利益成長
財務健全性の確保	有利子負債/EBITDA倍率	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅西口地区開発計画の工事期間中でも7倍台を維持できる見通し ・不動産やデジタル領域等への投資を現状の格付水準を維持しながら進める 	7倍台維持	7倍程度	利益成長による改善
資本コストを意識した経営	ROE*	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度に7%の計上、長期的には更なる向上を目指す ・資本コストを意識した総資産のコントロール ・新宿駅西口地区開発計画の資金需要を考慮しつつ、資本構成の適正化を図る 	—	7%	更なる向上

※ 親会社株主に帰属する当期純利益/自己資本(有価証券評価差額除く)

・中期経営計画(2023年度～2026年度)におけるキャピタルアロケーション
 新宿駅西口地区開発計画の投資が本格化する2023年度～2026年度においては、財務健全性を踏まえた効率的な運用と営業キャッシュフローの最大化を図りつつ、地域経済圏単位でのまちづくりに寄与する「成長投資」へ重点的に配分してまいります。



・中期経営計画（2023年度～2026年度）の重点施策等

経営ビジョンの実現のため、4つの重点施策に取り組むとともに、3つの戦略により経営基盤の強化を推進してまいります。各施策および戦略の概要は、以下のとおりであります。

【重点施策】

（1 交通領域の進化）

全ての事業領域の土台となる交通において、持続可能な運営体制の確立と安定的な利益創出に向けた進化を続けてまいります。

今後の具体的な取組みとして、少人数での鉄道事業運営体制の構築を目指し、箱根登山線（小田原駅～箱根湯本駅間）における2025年度での試験運用開始等に向けて、ワンマン運転に関する検討の深度化を図るとともに、各種業務の効率化を進めてまいります。加えて、耐震補強工事の推進や鉄道駅バリアフリー料金制度を活用したホームドアの設置により、安全対策を強化しつつ、大野総合車両所の移転をはじめとした老朽化設備の更新を推進するなど、持続可能な運営体制の強化に努めてまいります。また、鶴川駅および藤沢駅の改良工事を、自治体による自由通路整備事業と連携して実施することで、利便性、安全性、回遊性を向上させるとともに、まち全体の賑わいを創出してまいります。

（2 不動産領域の強化・沿線の再開発）

新宿駅西口地区開発計画に加え、沿線中核都市を中心に、自社資産をフックにした周辺再開発を地域と連携して推進するとともに、投資手法・フィールドの拡大により、資産効率や収益力の向上を図ってまいります。

今後の具体的な取組みとして、新宿駅西口地区開発計画において、東京地下鉄(株)および東急不動産(株)とのパートナーシップのもと、同計画を深度化するとともに、小田急百貨店新宿本店本館の解体工事をはじめとした各種工事を推進し、2029年度の竣工を目指してまいります。あわせて、地域イベント等のソフト施策を組み合わせ実施し、西新宿エリアの魅力向上を図ってまいります。また、町田エリアおよび新百合ヶ丘エリアにおいて、将来的な多摩都市モノレールや横浜市営地下鉄の延伸計画を見据え、駅周辺の当社グループ資産を活用した再整備やまちづくり構想を検討してまいります。このほか、S P C（特別目的会社）への投資や回転型投資を通じて、短期的な収益サイクルを向上させるとともに、豪米を中心とした海外への投資の拡大を進めてまいります。

(3 デジタルを活用した新規事業の探索)

地域課題を起点としてデジタル領域の新規事業を生み出し、沿線内外の自治体や企業に展開することで、収益化を着実に推進してまいります。

今後の具体的な取組みとして、資源・廃棄物の収集運搬の最適化に向けたコンサルティングサービス等を提供するウェストマネジメント事業「WOOMS（ウームス）」において、沿線を中心とした全国の自治体への営業活動を強化し、収益規模の拡大を図ってまいります。また、鉄道やバス等の交通データやデジタルチケットの予約・決済機能を有する共通データ基盤「Ma a S J a p a n」や「EMo t」等のMa a Sプラットフォームについて、沿線内外の交通事業者や自治体等への提供に努めるほか、スマートフォンでの決済・利用シーンの拡大を進め、駅務機器への投資の効率化に貢献してまいります。

(4 コロナ後に対応した観光／生活サービス)

観光需要の回復を確実に収益へ結び付けるとともに、新たなライフスタイルに適合した生活サービスを推進してまいります。

今後の具体的な取組みとして、藤沢市立鵜沼海浜公園改修事業（P a r k - P F I）等を通じて、江の島エリアの活性化を図るなど、沿線観光地の魅力向上を目指してまいります。また、箱根、江の島・鎌倉エリアを中心に、クレジットカードのタッチ決済や「EMo t」のQR認証に対応した新たな改札認証機器を導入するなど、観光シーンでのDXによる利便性向上に努めてまいります。このほか、国内旅行やインバウンド需要の回復に伴う観光業界の人手不足を捉え、(株)ヒューマニックが営む観光人材サービス事業の拡大を図ってまいります。

【経営基盤の強化】

	戦略の概要と取組みの例
D X 戦略	<p>D Xの推進に向けた基盤整備およびデジタルを活用したビジネスの事業変革の取組みを加速してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタルを活用した新規事業や鉄道の保守管理の効率化等に資するデジタル関連投資を2023年度～2026年度総額で約100億円実施 ● 専門人財の育成に向けて、デジタル知識のレベルに応じた基礎・専門知識の教育機会を提供
環境 戦略	<p>行動指針「小田急グループ カーボンニュートラル2050」に基づき、当社グループのCO₂排出量削減を進めてまいります（2030年：2013年比50%削減、2050年：実質0）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電動バスの導入・拡充、P P A（電力販売契約）による太陽光発電の推進（海老名地区） ● 「G Xリーグ（経済産業省主催）」における参画企業間でのCO₂排出量取引等を通じた脱炭素への取組みの加速 ● S c o p e 3を含むサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の集計・開示
人財 戦略	<p>経営ビジョンの実現に向けた価値創造の担い手となる人財育成を推進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営戦略と連動した採用・配置の実施 ● リスキリングをはじめとした学びの機会拡充 ● 風土・意識改革による働きがいの向上

上記のほか、ガバナンスに関する取組みについては、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会や、取締役会実効性評価の仕組み等を活用しつつ、取締役会の監督機能を高めることなどを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

これらの諸課題を着実に遂行することで、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現を目指してまいります所存でございますので、株主のみなさまには引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は528億8千9百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
	運輸業	
	小田急バス(株)	新百合ヶ丘営業所新設計画
流通業	(株)小田急百貨店	新宿西口駅前ビル(小田急百貨店新宿店)リニューアル工事
不動産業	小田急不動産(株)	小田急不動産ロジスティクスセンター一宮建設工事

(2) 施工中の主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
	運輸業	
不動産業	当社	新宿駅西口地区開発計画
		下北沢地区(下北線路街)上部利用計画
		海老名駅間地区(VINA GARDENS)開発計画
	小田急不動産(株)	岡崎市大平町物流施設建設工事 糟屋郡志免町物流施設建設工事

(注) 下北線路街は、2022年5月に全面開業しております。

4 資金調達状況

当社は、当期中において、増資、社債発行、シンジケートローン組成による資金調達は行っていません。

なお、企業集団の当期末における社債、借入金等の有利子負債残高は、7,064億7千9百万円となり、前期末と比べ、500億5千8百万円減少いたしました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	第99期 2019年度	第100期 2020年度	第101期 2021年度	第102期 2022年度
営 業 収 益 (百万円)	534,132	385,978	358,753	395,159
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	19,923	△39,804	12,116	40,736
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	55.08	△109.60	33.36	112.11
総 資 産 (百万円)	1,328,303	1,326,996	1,285,230	1,279,976

(注) 1 1株当たり当期純利益または当期純損失は、親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失を期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除）で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期の期首から適用しており、第101期以降の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

6 重要な子会社等の状況

会 社 名		資 本 金	持株比率	主要な事業内容
子 会 社	株式会社小田急百貨店	100 ^{百万円}	100.0%	百貨店業
	小田急商事株式会社	50	100.0	ストア業
	小田急不動産株式会社	2,140	100.0	不動産分譲業 不動産賃貸業
	株式会社小田急SCディベロップメント	100	100.0	不動産賃貸業
関 連 会 社	(持分法適用関連会社) 神奈川中央交通株式会社	3,160	(44.3) 44.2	バス事業

(注) 1 () 内の数字は、当社の子会社を含めた持株比率であります。

2 上記5社を含む、当社の連結子会社は35社、持分法適用関連会社は2社であります。

7 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月23日開催の取締役会において、同年6月30日を予定日として株式会社ホテル小田急の全株式をPalette Holdings 1 Pte. Ltd. に譲渡することを決議し、同年3月24日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

11億株

(2) 発行済株式の総数

368,497,717株（自己株式2,955,607株を含む。）

（注）自己株式には、信託を用いた株式報酬制度により役員報酬信託口が所有する当社株式（120,468株）は含まれておりません。

(3) 株主数

64,979名（前期末比9,212名増）

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,205	13.46
第一生命保険株式会社	17,232	4.71
日本生命保険相互会社	16,763	4.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,948	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	12,908	3.53
明治安田生命保険相互会社	6,909	1.89
株式会社三菱UFJ銀行	5,750	1.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,731	1.57
住友生命保険相互会社	5,500	1.50
株式会社三井住友銀行	4,708	1.29

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、執行役員を兼務する取締役を対象として、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与する信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当期においては、当期中に退任した取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、11,534株交付しております。

2 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
ほし 星 野 晃 司	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	神奈川中央交通株式会社社外取締役
あら 荒 川 勇	取締役 (代表取締役) 専務執行役員	経営企画本部長
は 端 山 貴 史	取締役 常務執行役員	顧客価値創造部、I R室、財務部担当
たて 立 山 昭 憲	取締役 常務執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当
くろ 黒 田 聡	取締役 常務執行役員	まちづくり事業本部長
すず 鈴 木 滋	取締役 常務執行役員	総務部、広報・環境部、人事部担当
なか 中 山 弘 子	社外取締役 [独立役員]	特別区人事委員会委員長、株式会社中村屋社外取締役、 株式会社東急レクリエーション社外取締役
おお 大 原 透	社外取締役 [独立役員]	—
いと 糸 長 丈 秀	社外取締役 [独立役員]	—
こん 近 藤 史 朗	社外取締役 [独立役員]	—
やま 山 本 俊 郎	常勤監査役	—
なが 長 野 真 司	常勤監査役	—

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
伊東正孝 いとうまさたか	社外監査役 [独立役員]	—
林武史 はやし たけし	社外監査役 [独立役員]	—
我妻由佳子 わがつま ゆかこ	社外監査役 [独立役員]	弁護士 一色法律事務所・外国法共同事業パートナー

- (注) 1 2022年6月29日付で取締役長野真司、同野間口有および同五十嵐秀は、任期満了により退任いたしました。
- 2 2022年6月29日付で常勤監査役宇佐美淳は、任期満了により退任いたしました。
- 3 2022年6月29日付で近藤史朗氏は、取締役に選任され就任いたしました。
- 4 2022年6月29日付で長野真司氏は監査役に選任され、同日付で常勤監査役に就任いたしました。
- 5 2022年6月29日付で我妻由佳子氏は、監査役に選任され就任いたしました。
- 6 取締役中山弘子、同大原透、同糸長丈秀および同近藤史朗は社外取締役であります。
- 7 監査役伊東正孝、同林武史および同我妻由佳子は社外監査役であります。
- 8 社外取締役および社外監査役の各氏が業務執行者または社外役員を兼職している他の法人等と当社との間に、開示すべき関係はありません。
- 9 常勤監査役山本俊郎は当社において、監査役伊東正孝は株式会社東京流通センターにおいて、それぞれ経理部門担当役員（管掌役員）の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 10 当社は、社外取締役および社外監査役を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 11 2023年4月1日付で取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
端山貴史 はなやま たかひ	取締 役員 専務執行役員	顧客価値創造部、デジタル事業創造部、I R室、財務部担当
鈴木 滋 すずき しげ	取締 役員 常務執行役員	総務部、広報部、人事部担当

- 12 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年4月1日現在、取締役兼務者のほか、久富雅史、沓澤孝一、水吉英雄、露木香織、室橋正和、山本武史の各氏を執行役員として、菅澤一郎、井上剛一、山口淳、細谷和一郎、深海尚の各氏をグループ執行役員として選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者は、保険料のうち約1割を負担しております。また、填補の対象となる損害については、株主代表訴訟および第三者訴訟によるものであるほか、役員等賠償責任保険契約については、免責額に関する定めを設け、一定額に至らない損害を填補の対象としないこととしております。

(4) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針に関する事項

執行役員を兼務する取締役の報酬については、役位に応じて決定する固定報酬のほか、連結営業利益等からなる一定の基準をベースに各取締役の目標達成状況を加味して決定される業績連動報酬と、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与する信託を用いた株式報酬により構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位が上がるにつれて高まるよう設定しており、取締役社長の場合、概ね30%となります。

なお、執行役員を兼務しない取締役（社外取締役等）の報酬については、主たる役割が経営監督機能であることに鑑み固定報酬のみといたします。

業績連動報酬について、その算出根拠となる業績評価の決定要件の70%は定量目標の評価、30%は定性目標の評価で構成いたします。定量目標の評価は、グループ経営の観点から設定する連結業績指標（連結営業利益、連結営業利益率）および各取締役が担当する役割に応じた指標に関する事業年度ごとの達成水準に基づき決定いたします。定性目標の評価は、中長期的な視点での経営の観点から設定した個別の課題の達成水準に基づき決定いたします。これらの評価結果を踏まえて算出された最終的な評価に基づき、業績連動報酬を決定いたします。なお、業績連動報酬については、最終的な評価の結果、原則として、各役位にかかる基準金額の0%～200%の範囲で変動いたします。

固定報酬については、在任中において定期的に支給いたします。業績連動報酬につい

ては、事業年度終了後に一括して支給いたします。信託を用いた株式報酬については、原則として、取締役の退任時に当社株式および金銭にて交付・給付することといたします。

信託を用いた株式報酬については、役位に応じて決定いたします。また、同報酬の対象者については、当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する場合等において、取締役会の決議により、付与された当社株式の受益権の全部または一部を失効させます。

取締役の報酬の額は、指名・報酬諮問委員会*において、本基本方針や世間水準等を総合的に勘案し、個人別の報酬額を審議し、その結果を取締役に答申いたします。取締役会においては、指名・報酬諮問委員会による個人別の報酬額に関する答申に沿った支給を前提とした代表取締役への一任を決議いたします。

※ 指名・報酬諮問委員会は、過半数が独立社外取締役で構成されております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定権限は取締役会にありますが、指名・報酬諮問委員会は、当該基本方針や株主総会議案の原案等について審議し、その結果を取締役に答申しており、取締役会はその答申を尊重しております。

③ 役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額については、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）とすることを決議しております（決議時の取締役人数15名（うち社外取締役3名））。また、同株主総会において、取締役（執行役員を兼務しない者を除いた取締役）に対して、上記報酬額とは別に、株式報酬として1年当たりの上限額に相当する金額である80百万円を支給することを決議しております（決議時の対象となる取締役人数9名）。監査役の報酬額については、2004年6月29日開催の第83回定時株主総会において、月額7百万円以内とすることを決議しております（決議時の監査役人数5名）。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、取締役社長（代表取締役）星野晃司に取締役の個人別の報酬額の決定に係る権限を委任しており、当該委任に基づき、取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任された権限が適切に行使されるようにするため、取締役会においては、指名・報酬諮問委員会で審議した個人別の報酬額に沿った形での支給を前提とした取締役社長（代表取締役）への一任を決議しております。また、取締役の報酬額の決定過程におい

て、指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針を踏まえ、取締役ごとの報酬額に関する原案を審議するため必要の都度開催しており、その結果を取締役に答申しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当該基本方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬額の具体的内容について、上記のとおり指名・報酬諮問委員会での十分な審議がなされていることなどから、その決定権限を取締役社長（代表取締役）に委任しております。

⑤ 監査役の報酬額の決定方法

各監査役の報酬額は監査役の協議により決定いたします。

⑥ 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	総 額 (百万円)	種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
ア 取締役	13	307	194	72	40
イ 監査役	6	77	77	—	—
合 計 (うち社外役員)	19 (8)	385 (76)	272 (76)	72 (—)	40 (—)

(注) 1 上記アおよびイには、2022年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名、監査役1名を含んでおります。

2 新型コロナウイルス感染症拡大等により厳しい経営環境が継続したことなどから、役員報酬を以下のとおり減額しております。

(2022年4月～6月)

代表取締役（2名）：月額報酬（株式報酬を除く）の30%を減額

執行役員を兼務する取締役（4名）：月額報酬（株式報酬を除く）の20%を減額

常勤監査役（2名）：月額報酬の10%を減額

⑦ 業績連動報酬の額の算定の根拠として選定した業績指標の内容およびその選定理由ならびに業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績

業績指標の内容およびその選定理由は上記①に記載のとおりであり、当期の業績連動報酬（定量目標）に係る指標の目標および実績は以下のとおりであります。

(注) 当社は、上記①に記載の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針に基づき、毎年4月または5月に実施する直近事業年度の達成水準の評価結果を、当該年度の業績連動報酬額に反映いたします。ただし、同基本方針は2022年6月29日付で改定したものであるため、2022年4月～6月支給分の業績連動報酬については、改定前の基本方針に基づいた達成水準の評価結果を反映しております。

(2022年4月～6月支給分＝2020年度の達成水準の評価結果を反映)

評価指標	目標	実績
売上高成長率 (%)	3.20	△27.74
E B I T D A成長率 (%)	11.98	△70.95
修正 R O A (%)	3.66	△1.87
E P S (円)	85.91	△109.60

(2022年7月～2023年3月支給分＝2022年度の達成水準の評価結果を反映)

評価指標		目標	実績
連結営業利益 (百万円)		24,600	26,601
連結営業利益率 (%)		6.1	6.7
担当役割指標	当社鉄道事業営業利益 (百万円)	11,168	8,441
	当社不動産事業営業利益 (百万円)	12,837	10,365

(5) 社外役員の当期における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	地位	取締役会出席回数	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中山 弘子	社外取締役	14回／14回	自治体首長としての豊富な経験と、高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
大原 透	社外取締役	14回／14回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。

氏名	地位	取締役会出席回数	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
糸長丈秀	社外取締役	13回／14回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産に関する知見を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
近藤史朗	社外取締役	12回／12回	企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。

(注) 社外取締役近藤史朗は、2022年6月29日の就任以降の主な活動状況を記載しております。

② 社外監査役

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	発言状況
伊東正孝	社外監査役	14回／14回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事・監査経験に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
林武史	社外監査役	14回／14回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
我妻由佳子	社外監査役	12回／12回	9回／9回	主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。

(注) 社外監査役我妻由佳子は、2022年6月29日の就任以降の主な活動状況を記載しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	168,590	流動負債	378,938
現金及び預金	67,604	支払手形及び買掛金	16,383
受取手形、売掛金及び契約資産	23,408	短期借入金	186,884
リース債権及びリース投資資産	428	1年以内償還社債	60,005
商品及び製品	2,535	リース債務	625
分譲土地建物	36,556	未払法人税等	7,458
仕掛品	914	賞与引当金	7,047
原材料及び貯蔵品	2,324	商品券等引換引当金	1,782
その他	35,278	資産除去債務	264
貸倒引当金	△ 459	その他	98,486
固定資産	1,111,385	固定負債	512,547
有形固定資産	1,009,447	社債	157,000
建物及び構築物	476,195	長期借入金	243,584
機械装置及び運搬具	54,543	鉄道・運輸機構長期未払金	52,439
土地	440,806	リース債務	678
リース資産	707	繰延税金負債	12,520
建設仮勘定	29,236	再評価に係る繰延税金負債	964
その他	7,958	退職給付に係る負債	9,009
無形固定資産	21,065	資産除去債務	1,855
のれん	1,100	その他	34,495
リース資産	254	負債合計	891,485
その他	19,710	(純資産の部)	
投資その他の資産	80,873	株主資本	364,589
投資有価証券	57,407	資本金	60,359
長期貸付金	1,750	資本剰余金	58,089
繰延税金資産	6,253	利益剰余金	252,402
その他	17,177	自己株式	△ 6,262
貸倒引当金	△ 1,715	その他の包括利益累計額	22,797
資産合計	1,279,976	その他有価証券評価差額金	17,462
		土地再評価差額金	537
		退職給付に係る調整累計額	4,797
		非支配株主持分	1,103
		純資産合計	388,490
		負債純資産合計	1,279,976

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		395,159
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	286,941	
販売費及び一般管理費	81,616	368,557
営 業 利 益		26,601
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,330	
持分法による投資利益	650	
助成金収入	829	
その他の	2,524	5,334
営 業 外 費 用		
支払利息	4,515	
移転補償	714	
その他の	1,587	6,817
特 別 常 利 益		25,119
固定資産売却益	42,840	
工事負担金等受入額	889	
その他の	396	44,126
特 別 損 失		
固定資産売却損	56	
固定資産圧縮損	812	
固定資産除却損	2,290	
減損損	1,122	
特別退職金	2,465	
再開発関連費用	2,535	
その他の	1,196	10,479
税金等調整前当期純利益		58,767
法人税、住民税及び事業税	11,905	
法人税等調整額	6,049	17,954
当 期 純 利 益		40,812
非支配株主に帰属する当期純利益		76
親会社株主に帰属する当期純利益		40,736

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	131,858	流 動 負 債	325,318
現金及び預金	53,440	短期借入金	151,129
未収運賃	8,023	1年以内償還社債	60,000
未収金	30,541	未払費用	30,120
短期貸付金	36,401	未払消費税等	2,930
分譲土地建物	2,296	未払法人税等	4,242
貯蔵品	1,478	未払法人事務	4,945
前払費用	455	預り連絡	478
その他の流動資産	301	預り	8,245
貸倒引当金	△ 1,080	前受運賃	5,612
固 定 資 産	964,981	前受金	3,608
鉄道事業固定資産	528,614	前受収益	645
不動産事業固定資産	258,717	賞与引当金	2,727
その他事業固定資産	17,024	その他の流動負債	50,632
各事業関連固定資産	10,527	固 定 負 債	432,547
建設仮勘定	27,996	社債	157,000
投資その他の資産	122,101	長期借入金	206,574
関係会社株式	72,073	鉄道・運輸機構長期未払金	52,439
投資有価証券	34,868	繰延税金負債	6,011
長期貸付金	25,280	退職給付引当金	3,016
長期前払費用	1,993	関係会社事業損失引当金	558
その他の投資等	2,741	その他の固定負債	6,948
貸倒引当金	△ 14,856	負 債 合 計	757,865
資 産 合 計	1,096,840	(純資産の部)	
		株 主 資 本	323,006
		資本金	60,359
		資本剰余金	59,674
		資本準備金	23,863
		その他資本剰余金	35,811
		利益剰余金	207,847
		その他利益剰余金	207,847
		固定資産圧縮積立金	18,229
		別途積立金	500
		繰越利益剰余金	189,118
		自己株式	△ 4,875
		評価・換算差額等	15,968
		その他有価証券評価差額金	15,968
		純 資 産 合 計	338,974
		負 債 純 資 産 合 計	1,096,840

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
鉄道		事業	収益	104,038	
			益費	95,597	
不	動	業	事		8,441
			業	30,126	
			業	19,761	
そ	の	業	事		10,365
			業	9,893	
			業	8,800	
営	全	業	営		1,092
			業		19,899
			業	2,880	
			業	1,158	
			業	664	
			業	1,758	
営	業	外	費		6,460
			用	4,120	
			用	3,566	
			用	1,773	
特	経	常	利		9,460
			益		16,899
特	固	定	資		37,607
			産	760	
			金	273	
			の	4,920	
			の	3,800	
			の	2,535	
			の	948	
			の	742	
			の	39	
			の	990	
			の	41,565	
			の	8,199	13,976
			の	5,276	41,565
			の	28,089	13,475
			の	28,089	28,089

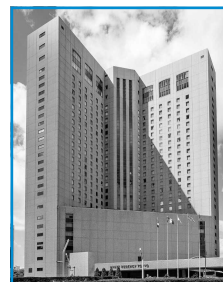
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催
場所

東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口 より徒歩約3分

小田急線・JR線・京王線

新宿駅

西口 より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口 より徒歩約7分



第102回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

事業報告

- 主要な事業内容および営業所等
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 会計監査人の状況
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）
- 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

小田急電鉄株式会社

■ 主要な事業内容および営業所等

事業の内容		主 要 な 営 業 所 等
運輸業	鉄 道 事 業	【当社（本店：東京都渋谷区）】 駅数70駅
	バ ス 事 業	【小田急バス㈱（本店：東京都調布市）】 武蔵境営業所、狛江営業所、吉祥寺営業所等
流通業	百 貨 店 業	【㈱小田急百貨店（本店：東京都新宿区）】 新宿店、町田店、ふじさわ
	ス ト ア 業 等	【小田急商事㈱（本店：神奈川県川崎市）】 O d a k y u O X、セブン-イレブン等
不動産業	不 動 産 分 譲 業	【小田急不動産㈱（本店：東京都渋谷区、支店：宮城県仙台市）】 新百合ヶ丘店、本社営業センター、町田店等
	不 動 産 賃 貸 業	【㈱小田急S Cディベロップメント（本店：東京都新宿区）】 ビナウォーク、ハルク、新百合ヶ丘エルミロード等
その他の事業	ホ テ ル 業	【㈱小田急リゾート（本店：東京都渋谷区）】 山のホテル、ホテルクラッド・木の花の湯、箱根ハイランドホテル等
	レ ス ト ラ ン 飲 食 業	【ジローレストランシステム㈱（本店：東京都渋谷区）】 マンマパスタ、パッパパスタ、神田グリル等

■ 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
運 輸 業	7,084名	△204名
流 通 業	890名	△212名
不 動 産 業	827名	△27名
そ の 他 の 事 業	3,370名	△192名
全 社	458名	△8名
合 計 (うち当社)	12,629名 (3,712名)	△643名 (△46名)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2 全社として記載されている人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

■ 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	103,206
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	39,970
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	30,270
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	28,610
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24,970
株 式 会 社 横 浜 銀 行	15,760

- (注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額111,700百万円）は含まれておりません。

■ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	87百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である経理業務に係るコンサルティング業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条の規定に則り会計監査人を解任する場合があるほか、会計監査人の職務の適正かつ適切な執行に重大な支障が生じたことなどにより、その解任または不再任の必要があると判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

■ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

（当社取締役会における決議内容）

小田急グループは、「お客さまの“かけがえのない時間”と“ゆたかな暮らし”の実現に貢献します。」という経営理念を掲げております。

当グループでは、この経営理念のもと、経営ビジョンに掲げる「地域価値創造型企業」への進化に向けて、サステナビリティ（ESG）に関する取組みを進めており、内部統制システムの構築はそのために必要不可欠な要素であるとの認識から、以下の基本方針に沿って、内部統制システムの構築を積極的かつ継続的に進めてまいります。

なお、グループ各社においては、当該グループ各社の事業内容、規模、当グループ全体に与える影響等を考慮して、各項目を適用します。

(1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスをリスクマネジメントの一環として捉え、「リスクマネジメント委員会」等を軸としたコンプライアンス体制を整備し、その推進を図ります。
- ② 法令や定款をはじめ社会から信頼されるための守るべき行動基準を「コンプライアンスマニュアル」として策定し、役員および社員はこれを遵守します。また、上記マニュアルに基づき、教育を実施しコンプライアンス意識の徹底を図ります。
- ③ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、上記マニュアルを踏まえ、毅然とした態度で臨み、適正に対応します。
- ④ 内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス上問題のある行為の早期把握、解決を図ります。さらに、当社では、通報内容への対応について、その適正性を外部機関が客観的な視点からチェックを行うことにより、透明性の確保を図ります。

- ⑤ 当社の内部監査部門がグループ各社の内部監査部門と連携を図りながら法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- また、当社の常勤役員からなる「内部統制委員会」を通じて、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制の整備も含め、継続してグループ全体の内部統制システムの強化を図ります。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- ① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、情報セキュリティ規則をはじめ、文書管理規則、ファイリング規則などの社内規則に従い、適正に保存・管理を行います。
- ② 上記の情報に関する取締役および監査役からの閲覧の要請には適切に対応します。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社およびグループ各社は、「小田急グループリスクマネジメント方針」のもと、「リスクマネジメント委員会」等を中心とした体制を整備し、リスクへの対応を図ります。また、当社は、グループ経営に重要な影響を与えるリスクへの対応について、「小田急グループ・リスクマネジメント連絡会」を通じて掌握するなど、的確に管理します。
- ② 当社は、自然現象、社会経済現象であるかを問わず大規模な損失をもたらす事象の顕在化に対しては、危機管理規則に基づき、社長の指示のもと緊急時対策を統括する「総合対策本部」を設置し、適切に対処します。
- ③ 当社は、公共交通機関としての役割を担ううえで、最大の責務である「安全の確保」を重要なリスク管理の1つと認識し、鉄道輸送に関わる専門組織である「統括安全マネジメント委員会」のもと、安全管理規程に基づき、積極的に輸送の安全の確保に取り組みます。
- ④ 当社およびグループ各社において、リスクを把握した場合やリスクが顕在化した場合については、その重要性に応じて適時適切に開示します。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社では、業務執行を担当する取締役や部門長で構成される執行役員制度を採用し、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化ならびに意思決定の適正化および効率化を図ります。
- ② 当社では、各事業部門における業務執行は、経営理念や長期的なビジョンを踏まえ策定される中期経営計画、年度単位の部門方針や予算に基づき、業務分掌や職務権限規則により規定される権限および責任において行います。
- ③ 当社では、各事業部門における業績は、全社統一的な指標による「業績管理制度」により適切に管理します。
- ④ 当社における内部監査体制については、取締役社長直轄の内部監査部門が、法令や定款、社内規程等への適合や効率的な職務遂行の観点から、各部門の監査を定期的実施し、その結果を取締役社長および監査役へ報告します。
- ⑤ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点課題およびキャッシュフロー配分等を定めます。また、これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については、当社の事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築します。
- (5) **当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社における重要事項については速やかに当社へ報告する体制を構築します。また、グループ経営理念や長期的なビジョンに基づく中期経営計画の策定内容や業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的なヒアリングを実施するとともに、「グループ会社社長会」などを通じて、グループ内での相互の情報共有の強化を図ります。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専任の使用人を配置します。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役室を構成する使用人は、常勤監査役の指揮命令により業務を行います。さらに当該使用人の人事異動、人事評価等の決定は、常勤監査役と事前協議のうえ、実施します。
- (8) 当社の取締役および使用人、または当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社では、常勤監査役が、執行役員会への出席や決裁稟議（本部長決裁以上）の内容の報告を通じて、重要案件について逐次チェックすることができる体制を整えます。
- ② 当社では、取締役や部門を代表する使用人が監査役に対して、業務執行状況の報告を適宜行うとともに、その他法令に定めるもののほか、会社に対して重要な影響を及ぼす事項について適宜報告を行います。
- ③ 当社では、内部監査部門が監査役に対して、その監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図ります。
- ④ 当社の常勤監査役が、「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ各社監査役から監査状況等の報告を受けるほか、グループ各社への監査等の際には、経営層から業務執行状況等について報告を受け、意見交換を行うことに加え、必要に応じて当社グループ会社管理部門から経営状況等について報告を受けることにより、経営の健全性を監視する体制の強化を図ります。また、内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、当該内部通報の状況について、当社使用人から定期的に監査役に対して報告を行います。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 法令ならびに当社およびグループ各社において定めるコンプライアンスホットラインに関する規則に基づき、当該報告者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するために予算措置を講じます。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査役への情報提供を強化します。
- ② 会計監査人が監査役にその監査計画および監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査部門も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査部門および会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努めます。

(上記の内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 当社およびグループ各社では、社員一人ひとりの社会的責任に対する意識と倫理観の維持向上を目的に、コンプライアンスに係る教育を定期的を実施しており、階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の研修を通して、コンプライアンス意識の向上を図っております。

当期は、当社およびグループ各社において、小田急グループコンプライアンスアンケートを実施し、その結果から課題を導き出し、解決への具体的施策をコンプライアンス活動計画に反映、実行してまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅勤務の浸透により、社員間のコミュニケーション機会が減少したことを踏まえ、職場でのコミュニケーションを活発化することや役職者からのメッセージを発信することなどにより、コンプラ

イアンス活動の重要性を社内周知いたしました。

- ② 当社およびグループ各社では、内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを社内
に周知し、その活用が図られております。また、当社は、当社およびグループ各社の当該内
部通報の状況について、リスクマネジメント委員会において定期的に報告されているほか、
当社使用人から監査役に対しても定期的に報告しております。

(2) 情報の保存および管理

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制については、各種規則
に従い適正に保存・管理を行うとともに、当該情報に関して取締役および監査役からの閲覧の
要請があった場合には適切に対応しております。

(3) リスク管理体制の強化

当社および主要なグループ会社では、「小田急グループリスクマネジメント方針」に基づき、
企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施しておりますが、当期につい
ても事業環境の変化等を踏まえたリスクの見直しを実施いたしました。今後は、当該リスク対
策を順次実施してまいります。

また、グループ各社のリスクマネジメント担当者による「小田急グループ・リスクマネジメ
ント連絡会」を開催し、情報の共有化や連携を図るとともに、グループ内でリスク事案が発生
した際には情報共有することで、同様事案の再発防止に努めました。

(4) リスクの顕在化への対応

当社に重要な影響を及ぼす事象が顕在化した場合の対応として、危機管理規則に基づき個別
の事業継続計画（BCP）を策定しております。当期は、新型コロナウイルス感染症の影響に
よる新型インフルエンザ等事業継続計画に基づいた総合対策本部体制を継続し、各種感染防
止策を推進しております。また、事業継続管理（BCM）に基づき、震災発生時を想定した安否
登録訓練や非常参集訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の見直しや各種対策の実効性向上
を図っております。さらに、グループ各社においてリスク事案が発生した際の当社への報告体
制を整備しており、必要に応じて当社と連携し迅速な対応を行っております。

(5) グループ安全管理体制の強化

当社グループでは、鉄道、バス、タクシー、船舶等の交通事業者による「小田急グループ交
通事業者安全統括管理者会議」を開催し、グループ各社が協力または情報を共有することなど
により、更なる安全管理体制の強化を図っております。

(6) 業務執行の適正性や効率性の向上

① 当社では執行役員制度のもと、業務執行に係る重要案件については、規則に基づき、取締
役会へ上程する前段階として、執行役員会に付議し、そこでの議論を経て決定しております。
また、取締役会など会議体の議案については、可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執
行の適正性や効率性の向上に努めております。

② 当社は、グループ経営理念や経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業に
むけて～」を踏まえた、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定するとともに、
これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については当社の
事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築しております。また、
当社において、その進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて対策を講じております。

(7) グループ内部監査体制の充実

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ各社への内部監査の実施に加えて、
一部のグループ会社においても内部監査部門を設置し、グループレベルでの内部監査体制の充
実を図っております。

(8) 監査役への情報提供その他監査体制の充実

① 当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催
し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題への取組み状況を確認
できる体制の構築を図っております。また、常勤監査役が、取締役等との意思疎通、執行役
員会等の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧、主要な事業所およびグループ各社で

の業務執行状況および財産の状況の調査等を行える体制を整えております。

- ② 常勤監査役が「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ会社監査役との意見交換およびグループ全体の監査品質向上に努めるなどグループレベルでの経営の健全性を監視する体制の強化が図られております。また、当社およびグループ各社のコンプライアンスホットラインの内部通報の状況について、当社使用人から監査役に対して定期的に報告しております。
- ③ 監査役が、会計監査人から会計監査の方針、監査計画および期中・期末の監査実施結果を聴取し、会計監査人との意見交換を実施しているほか、内部監査部門の責任者から直接、内部監査実施結果等について報告を受ける体制を整えております。また、常勤監査役、会計監査人、内部監査部門からなる三様監査会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の状況について報告、意見交換を行う体制を整えております。
- ④ 内部統制上の監査役への情報提供の強化を補完するものとして、常勤監査役が得た情報等を適宜監査役会や監査役の協議の場に提供することで、社外監査役への情報提供の充実が図られております。

■ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社である当社の株式については、株主および投資家のみなさまによる自由な取引が認められている以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるもの、株主のみなさまが最善の選択を行うために必要な情報が十分に提供されないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

当社としては、このような大規模な買付けに対しては、株主のみなさまのために適切な措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 長期的なビジョンの実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献することを経営理念として定めております。この経営理念のもと策定される長期的なビジョンの実現に向けて、同ビジョンに基づく中期経営計画上の各施策を推進いたします。

② 運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上

当社グループでは、安全を第一に快適で良質な輸送サービスを提供することが最も重要な使命であると考えております。

③ コーポレート・ガバナンスの充実・強化

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでおります。

当社は、以上の諸施策を着実に実行し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが適切にご判断を行うための必要かつ十分な情報の提供を求め、評価、検討したうえで当社取締役会の意見等を開示し、また、必要に応じて当該大規模買付者と交渉を行うほか、株

主のみなさまの検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、採り得る措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した長期的なビジョンの実現、運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上およびコーポレート・ガバナンスの充実・強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、上記(3)に記載した取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために当該大規模買付者と交渉を行うことなどの措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためのものであり、基本方針に沿うものです。

したがって、当社取締役会は、上記(2)および(3)の取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	60,359	58,089	215,575	△ 6,297	327,726
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,655		△ 3,655
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,736		40,736
連結除外に伴う利益剰余金 減少			△ 253		△ 253
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		0		40	40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	36,827	35	36,863
当期末残高	60,359	58,089	252,402	△ 6,262	364,589

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計		
当期首残高	16,097	537	2,501	19,136	2,394	349,257
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,655
親会社株主に帰属する 当期純利益						40,736
連結除外に伴う利益剰余金 減少						△ 253
自己株式の取得						△ 4
自己株式の処分						40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,364	-	2,296	3,661	△ 1,291	2,369
当期変動額合計	1,364	-	2,296	3,661	△ 1,291	39,233
当期末残高	17,462	537	4,797	22,797	1,103	388,490

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数は35社であります。

主要な連結子会社は、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急不動産(株)および(株)小田急SCディベロップメントであります。

箱根ロープウェイ(株)は、当連結会計年度に箱根登山鉄道(株)と合併しております。

(株)北欧トーキョーは、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(株)白鳩は、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社は、(株)富士小山ゴルフクラブであります。

なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)の合計額はそれぞれ連結総資産、売上高、当期純損益および剰余金等の額に比していずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼさないで連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社は神奈川中央交通(株)、(株)白鳩の2社であります。

(株)白鳩は、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

(2) 大山観光電鉄(株)ほか持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に重要な影響を及ぼさないで持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なるものは5社あり、UDS(株)、沖縄UDS(株)の決算日は12月末日、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急食品(株)の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日に基づく計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

分譲土地建物、仕掛品

個別法

その他の棚卸資産

主に売価還元法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)は主に定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 商品券等引換引当金

商品券および旅行券等の未使用分について、収益に計上したものに対する将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく使用見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務については、主として1年以内に当該義務を充足するものであります。

① 鉄道業およびバス業

運輸業における鉄道業やバス業では、鉄道やバスによる旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また、定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

② 百貨店業およびストア・小売業

流通業における百貨店業やストア・小売業では商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、自社で発行する商品券の未使用残高については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

③ 不動産分譲業

不動産業における不動産分譲業では、投資用不動産・マンション・戸建物件等の販売や不動産売買の仲介または斡旋を行っております。当該履行義務については、契約に係る物件が引き渡された時点で充足していると判断していることから、引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

④ 広告代理業

その他の事業における広告代理業では、駅構内や車両内における広告掲出を行っております。当該履行義務については、広告の掲出期間にわたって充足されると判断していることから、掲出にかかる契約期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却を行っております。

II 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

- 1 前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「移転補償金」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前連結会計年度の当該金額は、245百万円であります。
- 2 前連結会計年度において、連結損益計算書の「特別利益」に区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の当該金額は、309百万円であります。
- 3 前連結会計年度において、連結損益計算書の「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「再開発関連費用」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前連結会計年度の当該金額は、8百万円であります。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
減損損失	1,767
流通業	732
不動産業	757
その他の事業	272
有形固定資産および無形固定資産	1,030,512
流通業	17,768
不動産業	322,969
その他の事業	72,287

(注) 1 当連結会計年度においては、流通業における百貨店業、不動産業における商業施設、その他の事業におけるリゾートホテルの資産または資産グループの一部について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。

(注) 2 減損損失における流通業の金額のうち、644百万円については「再開発関連費用」として連結損益計算書の特別損失に計上しております。

- 2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、管理会計上の事業ごとまたは店舗・物件ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が有ると認められる場合には、その資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額については、正味売却価額または使用価値により算定しており、回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを割引率により現在価値に割引いて算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえ経営者によって承認された翌連結会計年度の予算および中期経営計画に基づいて算定しております。

また、将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、流通業における百貨店業については、インバウンド需要の回復等、不動産業における商業施設については、テナントの空室率等、その他の事業におけるリゾートホテルについては、インバウンド需要の回復および稼働率ならびに客室単価等であります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定が変更され、将来キャッシュ・フローが減少した場合、または市場価格が下落した場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	263,120	百万円
（うち財団抵当）	262,958	百万円
機械装置及び運搬具	47,271	百万円
（うち財団抵当）	47,271	百万円
土地	181,139	百万円
（うち財団抵当）	179,353	百万円
有形固定資産「その他」	2,702	百万円
（うち財団抵当）	2,702	百万円
計	494,234	百万円
（うち財団抵当）	492,285	百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。（長期借入金および鉄道・運輸機構長期未払金には1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。）

長期借入金	88,206	百万円
（うち財団抵当）	87,847	百万円
鉄道・運輸機構長期未払金	59,005	百万円
（うち財団抵当）	59,005	百万円
固定負債「その他」	48	百万円
計	147,261	百万円
（うち財団抵当）	146,852	百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 1,003,897 百万円

3 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

DH B o x H i l l P t y L t d .	3,364	百万円
	(37)	百万豪ドル
従業員住宅ローン	32	百万円
提携住宅ローン	766	百万円
計	4,162	百万円

4 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 236,219 百万円

VI 連結損益計算書に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益の金額 350,696 百万円

2 助成金収入

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例措置による雇用調整助成金等の受入額については、「助成金収入」として連結損益計算書の営業外収益に計上しております。

3 再開発関連費用

新宿駅西口地区開発計画において発生した解体費用等については、「再開発関連費用」として連結損益計算書の特別損失に計上しております。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式

368,497,717 株

- 2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,655百万円	10円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,676百万円	21円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

Ⅷ 金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達は、市場環境や金利動向等を総合的に勘案のうえ、借入金および社債等により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資および運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(*) (百万円)	時価(*) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	67,604	67,604	—
(2) 受取手形	3	3	—
(3) 売掛金	23,405	23,405	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	37,029	37,029	—
(5) 支払手形及び買掛金	(16,383)	(16,383)	—
(6) 短期借入金	(152,790)	(152,790)	—
(7) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）	(217,005)	(207,774)	△ 9,230
(8) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	(277,678)	(282,916)	5,238
(9) 鉄道・運輸機構長期未払金（1年以内に返済予定のものを含む）	(59,005)	(59,005)	—
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	632
投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資	3,380

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	37,029	—	—	37,029

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 現金及び預金	—	67,604	—	67,604
② 受取手形	—	3	—	3
③ 売掛金	—	23,405	—	23,405
④ 支払手形及び買掛金	—	16,383	—	16,383
⑤ 短期借入金	—	152,790	—	152,790
⑥ 社債(1年以内に償還予定のものを含む)	—	207,774	—	207,774
⑦ 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	282,916	—	282,916
⑧ 鉄道・運輸機構長期未払金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	59,005	—	59,005
⑨ デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

① 現金及び預金、② 受取手形、ならびに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ 支払手形及び買掛金、ならびに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥ 社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑧ 鉄道・運輸機構長期未払金

鉄道・運輸機構長期未払金は、短期間で金利の見直しが実施され、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

⑨ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。なお、当連結会計年度における該当取引はありません。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、主に東京都や神奈川県を中心に賃貸商業施設や賃貸オフィスビルなどを所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
247,669	361,538

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定しております。

X 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じる収益				その他の 収益	計	調整額	合計
	運輸業	流通業	不動産業	その他の 事業				
営業収益								
運輸業								
鉄道業	112,295				1,760	114,055		
バス業	28,336				3,306	31,643		
その他	5,694				310	6,004		
計	146,326				5,377	151,704	△ 2,060	149,643
流通業								
百貨店業		27,655			1,805	29,460		
ストア・小売業		59,379			28	59,408		
その他		7,287			—	7,287		
計		94,322			1,833	96,156	△ 1,261	94,894
不動産業								
不動産分譲業			38,363		549	38,913		
不動産賃貸業			2,207		42,914	45,121		
計			40,570		43,463	84,034	△ 6,728	77,305
その他の事業								
ホテル業				20,016	—	20,016		
レストラン・飲食業				14,449	52	14,501		
その他				55,658	539	56,197		
計				90,124	591	90,716	△17,400	73,315
合計	146,326	94,322	40,570	90,124	51,266	422,611	△27,451	395,159

(注) 1 「その他の事業」の区分は、以下の事業を含んでおります。

ホテル業、レストラン・飲食業、旅行業、ゴルフ場業、鉄道メンテナンス業、ビル管理・メンテナンス業、広告代理業、経理代行業、保険代理業、企画設計・運営業および人材派遣業

(注) 2 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる賃貸収入等であり
ます。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準)に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	24,435
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	23,408
契約負債(期首残高)	11,199
契約負債(期末残高)	11,579

契約負債の主な内容については、連結注記表(I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準)に記載のとおり
であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、おおむね全額が当連結会計年度中に収益として認識されますが、自社で発行する商品券の未使用分のうち一部の額については、1年を超えて収益として認識されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

XI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,066円07銭

1株当たり当期純利益 112円11銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度120千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度126千株)。

XII その他の注記

1 固定資産および子会社株式の譲渡

当社は、2023年3月23日開催の取締役会決議に基づき、当社が保有する「小田急センチュリービル」をKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.またはその関係会社が運用もしくは投資アドバイザーを務める特定のファンド(以下、総称して「KKR」という。)とその共同事業者が出資する特定目的会社に、株式会社ホテル小田急(以下「ホテル小田急」という。)の全株式をKKRおよび共同事業者が出資する特定目的会社に譲渡する売買契約を締結いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社は、経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」に則り、小田急沿線や事業を展開する地域との持続的な成長を目指し、変革に向けた3つの経営課題である「利益水準の回復」「有利子負債のコントロール」「事業ポートフォリオの再構築」に取り組んでおります。今般、その一環として、小田急センチュリービルの土地・建物およびホテル小田急の株式の譲渡を決定いたしました。

(2) 当社による小田急センチュリービルの譲渡の概要

① 譲渡資産の内容

ア 名称	小田急センチュリービル
イ 所在地	東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ウ 資産の種類(現況)	建物及び構築物、土地(ホテル)
エ 譲渡価格	非公表
オ 譲渡益(見込)	約500億円

(注) 1 譲渡価額については、契約上の守秘義務により、開示を控えさせていただきます。また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡に係る諸費用の見積額を控除した概算額であります。

(注) 2 当社は、本件不動産の所有権を信託銀行に移転したうえで、同日付で本件不動産に信託受益権を設定するとともに、当該受益権を上記相手先へ譲渡するものであります。

② 譲渡の相手先の概要

ア 名称	Central Park特定目的会社	
イ 所在地	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号東京共同会計事務所内	
ウ 代表者の役職・氏名	取締役 高山 知也	
エ 事業内容	不動産管理業	
オ 当社との関係	資本関係	特筆すべき事項はありません。
	人的関係	
	取引関係	
	関連当事者への該当状況	

(3) 当社によるホテル小田急株式の譲渡の概要

① 異動する連結子会社の概要

ア 名称	株式会社ホテル小田急	
イ 所在地	東京都新宿区西新宿2丁目7番2号	
ウ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 稲葉 雅之	
エ 事業内容	ホテルの経営・宴会場、集会場の経営・飲食業	
オ 当社との関係	資本関係	当社の100%子会社であります。
	人的関係	当社の取締役1名および執行役員1名が、ホテル小田急の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名がホテル小田急の監査役を兼任しており、当社の従業員2名が、ホテル小田急に出向しております。
	取引関係	当社および当社の連結子会社の一部とホテル小田急との間で、建物の賃貸借、建物の管理その他の役務提供、資金貸借等に関するグループ間取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当しております。
カ 譲渡株式数	1,824,000株	
キ 譲渡価額	契約上の守秘義務により、公表を控えさせていただきます。	
ク 譲渡損益		
ケ 譲渡後の持分比率	0.0%	

② 譲渡の相手先の概要

ア 名称	Palette Holdings 1 Pte. Ltd.	
イ 所在地	12 Marina View #11-01 Asia Square Tower 2 Singapore 018961	
ウ 代表者の役職・氏名	Director Chee Teck Chin、Choo Tze Keong	
エ 事業内容	Other holding companies	
オ 当社との関係	資本関係	特筆すべき事項はありません。
	人的関係	
	取引関係	
	関連当事者への該当状況	

(4) 譲渡の日程

引渡期日は2023年6月30日を予定しております。

(5) 業績に与える影響

第103期の連結会計年度において約500億円の「固定資産売却益」を連結損益計算書の特別利益に計上する見込みであります。また、ホテル小田急株式の譲渡に伴う業績への影響は軽微であります。

2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	60,359	23,863	35,811	59,674	5,681	500	177,231	183,413
当期変動額								
剰余金の配当							△ 3,655	△ 3,655
当期純利益							28,089	28,089
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
固定資産圧縮積立金の積立					12,547		△ 12,547	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	0	0	12,547	-	11,886	24,434
当期末残高	60,359	23,863	35,811	59,674	18,229	500	189,118	207,847

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△ 4,910	298,536	14,844	313,381
当期変動額				
剰余金の配当		△ 3,655		△ 3,655
当期純利益		28,089		28,089
自己株式の取得	△ 4	△ 4		△ 4
自己株式の処分	40	40		40
固定資産圧縮積立金の積立		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,123	1,123
当期変動額合計	35	24,469	1,123	25,593
当期末残高	△ 4,875	323,006	15,968	338,974

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- | | |
|----------|------|
| ① 分譲土地建物 | 個別法 |
| ② 貯蔵品 | 総平均法 |

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、鉄道事業固定資産のうち一部の構築物（取替資産）については、取替法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4 収益および費用の計上基準

鉄道事業では、鉄道による旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「前受運賃」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える重要な影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

- 1 前事業年度において、損益計算書の「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の当該金額は、117百万円であります。
- 2 前事業年度において、損益計算書の「特別利益」に区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は重要性が乏しくなったため、「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の当該金額は、273百万円であります。
- 3 前事業年度において、損益計算書の「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却損」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の当該金額は、49百万円であります。
- 4 前事業年度において、損益計算書の「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「再開発関連費用」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の当該金額は、8百万円であります。
- 5 前事業年度において、損益計算書の「特別損失」に区分掲記しておりました「関係会社株式評価損」は重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の当該金額は、398百万円であります。

IV 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
減損損失	928
不動産事業	928
有形固定資産および無形固定資産	842,880
不動産事業	268,551

(注) 1 当事業年度においては、不動産事業におけるホテル物件の資産または資産グループの一部について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。

(注) 2 減損損失における不動産事業の金額のうち、644 百万円については「再開発関連費用」として損益計算書の特別損失に計上しております。

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

管理会計上の事業ごとまたは店舗・物件ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が有ると認められる場合には、その資産また資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額については、正味売却価額または使用価値により算定しており、回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを割引率により現在価値に割引いて算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえ経営者によって承認された翌事業年度の予算および中期経営計画に基づいて算定しております。

また、将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、ホテル物件のテナントにおけるインバウンド需要の回復および稼働率ならびに客室単価等であります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定が変更され、将来キャッシュ・フローが減少した場合、または市場価格が下落した場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

V 貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

鉄道事業固定資産 472,841 百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。(1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。)

長期借入金 85,941 百万円

鉄道・運輸機構長期未払金 59,005 百万円

計 144,947 百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 791,869 百万円

3 事業用固定資産

有形固定資産

土地 372,123 百万円

建物 188,280 百万円

構築物 191,292 百万円

車両 39,890 百万円

その他 10,789 百万円

計 802,377 百万円

無形固定資産 12,507 百万円

4 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

DH B o x H i l l P t y L t d. 3,364 百万円

(37 百万豪ドル)

従業員住宅ローン 32 百万円

計 3,396 百万円

5 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 39,274 百万円

長期金銭債権 25,456 百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 39,141 百万円

長期金銭債務 3,117 百万円

6 固定資産の取得原価から直接減額された

工事負担金等累計額 225,725 百万円

VI 損益計算書に関する注記

1 営業収益	144,058 百万円
2 営業費	124,159 百万円
運送営業費及び売上原価	61,283 百万円
販売費及び一般管理費	15,535 百万円
諸税	12,050 百万円
減価償却費	35,290 百万円
3 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	29,841 百万円
営業費	11,893 百万円
営業取引以外の取引高	15,912 百万円
4 再開発関連費用	
新宿駅西口地区開発計画において発生した解体費用等については、「再開発関連費用」として損益計算書の特別損失に計上しております。	

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	3,076,075 株
(注) 自己株式には、役員報酬信託口が保有する自己株式 120,468 株が含まれております。	

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

貸倒引当金	4,876 百万円
減損損失	4,050 百万円
関係会社株式評価損	3,529 百万円
事業再編に伴う税効果額	2,975 百万円
退職給付引当金	2,458 百万円
賞与引当金	826 百万円
資産除去債務	541 百万円
減価償却超過額	362 百万円
その他	2,693 百万円
計	22,316 百万円
評価性引当に係る繰延税金資産	△11,587 百万円
計	10,729 百万円

繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	△8,037 百万円
その他有価証券評価差額金	△6,936 百万円
退職給付信託設定益	△1,365 百万円
その他	△401 百万円
計	△16,740 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△6,011 百万円

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	箱根登山鉄道(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1	13,791	貸付金	13,328
子会社	株小田急百貨店	(所有) 直接 100.0%	資金の預り等	資金の預り (注) 1	9,514	預り金	6,902
子会社	UDS(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2 (注) 3	1,200	長期貸付金	15,200
子会社	株小田急SC ディベロップメント	(所有) 直接 100.0%	商業施設の管理 委託等 役員の兼任	建物の賃貸 (注) 4	16,126	営業収益	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 子会社との取引は、「キャッシュマネジメントシステム」による資金の貸付および預りであり、取引金額は期中平均残高としております。利率については、市場金利に基づいて合理的に決定しております。

(注) 2 資金の貸付については、極度貸付契約に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 3 UDS(株)への貸付金に対し10,502百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,908百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注) 4 建物の賃貸による収入金額については、近隣の相場を勘案して決定しております。

X 収益認識に関する注記

当該取引の詳細は、連結注記表 (X 収益認識に関する注記) に記載のとおりであります。

XI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 927円63銭

1株当たり当期純利益 76円87銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度120千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度126千株)。

XII その他の注記

1 固定資産および子会社株式の譲渡

当社は、2023年3月23日開催の取締役会決議に基づき、当社が保有する「小田急センチュリービル」の譲渡に関する売買契約を締結いたしました。

当該取引の詳細は、連結注記表 (XII その他の注記) に記載のとおりであります。

2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 岡 昌 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 伯 麻 里

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小田急電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 岡 昌 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 伯 麻 里

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」（会社法施行規則第118条第3号に規定する事項）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

小田急電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	山 本 俊 郎	Ⓔ
常勤監査役	長 野 真 司	Ⓔ
社外監査役	伊 東 正 孝	Ⓔ
社外監査役	林 武 史	Ⓔ
社外監査役	我 妻 由佳子	Ⓔ

以 上